

令和2年第1回苓北町議会臨時会会議録（第1日目）

令和2年第1回苓北町議会臨時会は、令和2年1月20日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	山口 利生	2番	野田 謙二
3番	廣田 幸英	4番	高戸 幸雄
5番	松本 良人	6番	石田 みどり
7番	浜口 雅英	8番	野崎 幸洋
9番	山本 政人	10番	倉田 明
11番	田嶋 豊昭（副議長）	12番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教育長	濱崎 敏和	総務課長	尾脇 宣宏
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	錦戸 雅志
教育課長	福田 誠一	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	西川 文孝
水道環境課長	錦戸 和友	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	荒木 真喜子	会計課長	坂元 俊司

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その1）〕
の変更締結について

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は、12名です。定足数に達しておりますので、只今から、令和2年第1回苓北町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、浜口雅英君、8番、野崎幸洋君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和元年11月13日に開催されました全国町村議会議長会創立70周年記念式典において、町議会議員として30年以上の永年功労を、前苓北町議会議員、松野重幸氏が受賞されました。

令和元年12月26日、苓北町議会議長として、本人様宛て伝達をいたしました。栄誉の授与につき、直近となる本臨時会での報告といたします。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第1号 請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その1）〕 の変更締結について

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、議案第1号、請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その1）〕の変更締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 議案第1号、請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その1）〕の変更締結について。

平成30年9月10日議案第56号、令和元年5月9日議案第36号及び令和元年1月18日議案第73号により議決された下記工事請負契約を変更締結するものとする。令和2年1月20日提出、苓北町長 田嶋章二。

工事名 森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その1）。契約の方法 指名競争入札。契約金額 当初1億2,744万円、前々回変更825万7,744円の増額、前回変更1,564万4,992円の増額、今回変更342万200円の減額、合計1億4,792万2,536円。契約の相手方 熊本県天草郡苓北町都呂々916番地、前川建設株式会社 代表取締役 前川敏士。

提案理由 地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためです。

それでは、工事の変更内容について説明いたします。

図面を2枚、「平面図」と「標準断面図」を添付しておりますのでご覧ください。なお、添付の図面は、既存の図面を見やすいように任意の倍率で拡大していることから、縮尺の値を記載しておりませんのでご了承願います。

工事箇所は、森林基幹道苓北天草線の苓北町都呂々字杉ノ野迫地内の地すべり災害箇所です。今回の変更内容につきましては、昨年12月10日開催の全員協議会において概要を説明したところですが、12月16日に林野庁との協議を済ませましたので、その内容について改めて説明させていただきます。

では、標準断面図をご覧ください。

右上に凡例を示しておりますが、黒の線が現計画掘削線、赤の線が変更掘削線、緑の線が現況掘削線、ピンクの線がすべり面となります。

今回変更の主な内容は、現場の安全性の向上を図るために、道路線系をすべり面に影響のない範囲で掘削法面から離すようにしたことです。着色部分が掘削法面の変更部分で、すべり面に影響のない範囲で新たに小段を設け、図面のSP.2地点では、道路線系が現設計より5メートルほど掘削法面から離れることとなります。

次に、平面図をご覧ください。

右上に凡例を示しておりますが、黒の線が現計画線、赤の線が変更計画線となります。

見づらいますが、図面中央の赤斜線部分が新たにできる小段の部分です。図面上に記載のとおり、今回の道路線形変更により復旧延長が約6メートル短くなります。

以上が変更の概要となりますが、今回の変更において、掘削法面勾配が緩やかになったことにより、掘削土量が土砂及び軟岩を合わせて1,530㎡の減、掘削法面のラス

張り面積が93㎡の増となり、契約額で342万200円の減額となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず、この平面図の中でですね、変更前の測点は記載してありますが、変更後の線形が変わったことによる測点の表示はされていませんが、今後、施工を進めていかれる中で、断面の管理といいますか、は、どのような対応をされるのかお尋ねをします。

それから、今、延長については128.9が122.93に短縮になりましたが、測点がないのにどのような方法で延長を算出されたのでしょうか。

それから、縦断面図延長がですね、5.97マイナスになって、起点と終点の計画高は変更がないわけですね、擦り付けですのでですね。とすれば、当然、道路の縦断勾配も変わっているというふうに思いますので、やっぱり縦断面図も提示してください。

それから、示されているSP.2の標準断面図の凡例から、現計画掘削線、黒いライン、それから、変更掘削線、朱色、現況掘削線、緑のライン、滑り面がピンクですね。それから、このことから、本日の契約変更によって、変更掘削線山側のオレンジ時に塗りつぶされた部分を東側に移行させるということとした場合、このステップが1.813ですかね、が新たに発生するという事なんですね。このことによる掘削土量は幾らか。先ほど課長から1,500㎡減になったということですが、このことによって、当初計画、これまでの変更計画の中で計画されていた残土処理場の形はどのようになっていくのか。それに伴う排水処理とかですね、そういうものの施工をどのようにされたのかお尋ねします。

それから、ここも、今、林野庁の打ち合わせがいつ、はっきり、日にちちょっと聞き忘れましたけども、この標準断面図は、現在の令和2年1月20日現在のラインなのか。それとも、林野との打ち合わせ、林野庁との打ち合わせの時の図面なのか、お尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい。まず、1点目の測点ですけども、平面図の右上に、すみません、上段に復旧延長を載せておりますけども、最初の右の上段ですね、ナンバー6プラス8.9というのがございますけども、ここから約6メートルほど短くなって、新たにEC.4の部分までの延長が短くなったということで御理解をお願いいたします。

次に、道路の縦断の図面ですけども、すみません、手元に準備がございませんので、

これについては、後ほど提出させていただくということによろしいでしょうか。

林野庁との協議ですけれども、先ほど説明しましたとおり、12月16日の日に林野庁と協議をさせていただきました。今回、平面図に添付しております緑のラインというのがその時点での現況の掘削、断面というふうなことで御理解をお願いいたします。

続きまして、残土の処理ですけれども、前回、変更の承認をいただいた際に、この時は土量が増えまして、前回、7,258 m³増加いたしました。その増加の状況で残土の処理場ですね、計画図を策定しまして、今回の変更で1,500 m³ほど減っておりますので、現計画の排水等には特に影響ないというふうなことで考えております。

すみません、お答えは以上でよろしかったですかね。あと、申し訳ないです。

○7番（浜口雅英君） まず、最初に言ったのが、測点がないのに、今後の現場の管理はどうされますかということですね。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 失礼しました。測点ですけれども、図面上に記載のあります緑の表示が測点ということになっております。

○議長（錦戸俊春君） そうすると、緑のあれですか、何か法線を変えた部分もこのまま移動してくるということでしょうか。

はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） すみません、失礼しました。現計画に設計断面を落としまして、最終的には測量し直しまして、測点自体は現計画の測点を用いて、仕上がりで新たにポイントごとに何ですか、測量し直すということでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず、測点の件ですが、新たにということですが、測点の表示とかですね、そういう図面はちゃんと揃えてくださいよ。この測点なしで工事ができるのが、苓北町、これまで再三言うております、苓北町役場における土木工事の特徴なんですよね。測点も何もなしにできる。それで余った泥は余りました、それで処理してしまう。それじゃいかんでしょ。これまでも再三ぴしとしてくださいと、やっぱり測点が必要ですよ、例えば、緑の測点を尊重するということですが、これを仮に、次のページの標準断面図に当てはめると、S.P.2になっていきますけれども、これS.P.2から東側へ5メートルとか、そういう書き方になるわけですか。そういうことじゃでけんでしょう。しかも延長、法線が変わっていかねばですね、当然のことですが、法線が変わってなければ、そこら辺のところは問題なく施工できると思いますけれども、法線が変わっているわけですので、やっぱりこの図面を議会に提出した段階で、その部分はですね、今から変えますよとか、そんならば、その変えたあとで提案してくださいよ。

それから、同じく、標準断面図で12月の中旬に林野庁と打ち合わせをしたと、それ以降、その時はこの緑の線はあったのかもしれませんがね。しかし、その後、もうこの緑の線はなくなっているんじゃないんですか。でしょう。とすれば、形は5,000万円にかかる工事契約なので議会の議決を必要とするということにしたけども、実際は、工事はしかかるとじゃなかですか、もう済んでいるじゃないですか。でしょう、じゃなかですか。この12月16日から1月の20日ですので、約1カ月、まあ正月休みがあったにしても機械で泥を取るだけならば、これ言い方が悪いわけですが、この形はなくなっているのではないか。現況は、起点側と終点側での投資ができあがってしまっている。あとはもうちょっと細かい部分の側溝とか、あるいは路面の整生とか、あのガードレールとか、そういうものは残っているけども、基盤は出来上がってしまっているのではないかというふうに思うわけですね。そこら辺のところを確認させてください。

それから、一応、3回かな。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 最初の測点につきましては、以後、そのようなことがないように気を付けさせていただきます。

工事の進捗状況ですけれども、先ほど説明したとおり、12月10日の日に全員協議会を開いていただきまして、その折に、林野庁とこのような計画で進めているということで御報告させていただきました。林野庁のほうの協議のほうは16日に固まりまして、OKをもらったこともありまして、そこから現場のほうには指示をしまして、工事のほうは進めております。確かに、議会との承認を得るという形です、多少事後報告になった部分もございますけれども、現場の状況を優先させて工事を進めたということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） これはですね、もちろん災害復旧で、それに関わる林野庁との協議がですね、当然必要だろうというふうに思うわけですよ。しかし、それと同じ、あるいはそれ以上に大事なものは、補助金が幾ら、90%近くあるにしても税金を使うわけですよ。しかもこの提案理由に、今日の提案理由は地方自治法に基づく、地方自治法と町の条例に基づいてその変更契約を議会に諮ったわけでしょう。とすれば、しかもこれが3月、6月、9月、12月の定例会でないと上程できないよ、提案できないよという決まりがあれば話は別ですが、これ臨時会でしょう。であつとならば、12月16日ですか、林野庁と打ち合わせされた、すぐ現場の状況があるので早急に現場に指示したと、そういうことであるならば、なぜその林野庁との打ち合わせが済み次第にすぐ臨時議会を開かなかったんですか。そういう態度は、町長、まさに議会、イコール町民を無

視した対応ではないかというふうに思いますが。

それから、測点の話に戻りますけども、今後注意しますという話をですね、これも本当失礼な言い方ですよ。芥北町の公共土木は非常に情けないという言葉はですね。大体林野から戻ってきて、すぐ現場に指示したということですけども、測点がないのに現場にどういう指示をしたのか。その指示書があればそのコピーをください。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい。現場との打合わせは記録を取っておりますので、必要であれば後ほど提出をさせていただきます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、4回目で、浜口雅英君。どうぞ、よかです。いいですか。

○7番（浜口雅英君） はい。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 直接はこの工事に関することではございませんけれども、残土の処理の盛土のところはかなり広い面積があるわけですね。今後どのような利用の形をとっておられるのかなということでお尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい。土捨て場部分につきましては、新年度予算にですね、センダンの植栽の予算を計上を今のところ予定しております。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 前回の説明会の時も申し上げましたけれども、まだまだ壊れてくる可能性がある、私は思います。というのが、ほとんど切りっぱなしですね、土も膨れてきておるような感じがしますので、ここら辺の残土の処理とか広大な面積が出るわけですが、案外払い下げとか何かを考える場合があろうと思いますが、そこら辺はですね、極力払い下げはしないということで。もし災害あたりが出たときには、前のほうに出してでもですね、通行できるようなことが考えられますので、そこら辺で十分保持していただきたい。できればですね、かなりの面積でございますので、森林浴とか何か癒しの空間なんかもいろいろと思います。きれいに整備されて、町民の方々、あるいは天草島民の方々がちょっとでも寄って弁当でも持っていかれるというような、そういった空間にしていいただければ、今後いいんじゃないかなと思います。

これ要望です。終わります。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） この工事と直接関係ないと、まずご了解願いたいと思います。

と言いますのは、私、12月ですね、予算の折にもちょっと言いましたけれども、本事業は繰越事業ということで、3月までに竣工しない時はどうされますかという質問をさせていただきました。しかしながら、あくまでも3月までには完成するんだということで事故繰りはありませんというふうな、執行部側の答弁だったと思います。そこで、この後、この工事が終わったら舗装が始まるわけですよね。舗装も当然延長が短くなっておりますので、変更もせんばいかんだろうと。一つだけ考えられるのが、末端の排水なんです。繰越の中に単費で、末端の排水は行うというような予算が組まれていたと思います。しかしながら、ご案内のとおり、あまりにもですね、工事を急ぐがあまりに、その事故が起こったら何もなりません。実は、私、在職当時に施工業者に竣工の日にちと申しますか、それを急いでやってくださいとお願いし、業者の方も一生懸命だったんですけれども、急ぐあまりにも大きな事故を起こした経験がございます。末端の排水は単費でありますので、繰り越しであっても当然残しておいて結構なんですよね。ですから、残して、新たな4月からその末端の排水については工事をすることも可能だと思います。そこで、そういったことが可能な場合には、当然のごとく来年度、令和2年度に単費で予算が組まれていると思いますけれども、その点はどうなっているのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい。まず、繰り越しの状況ですけれども、ここ地滑り箇所は2つの工事に分けて出しております。今回、提出しております（その1）については3月中旬までに完了の予定、もう一方の舗装の工事につきましては、現在のところ事故繰りも視野に入れて進めております。ただ、国県の補助に影響のない範囲で事故繰りをするというような形で今のところ考えております。

末端の排水処理ですけれども、現繰越予算の中にその処理、費用は一応組んではございますけれども、現場の状況を見ながらですね、どのような形が対応がいいのかというのを検討しながら、必要であればまた補正なり、新年度予算の計上も考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 新年度にまわす場合にですよ、当然、梅雨が入ってきますよね。新年度で補正を組む場合も、3月に当初を組んで、その後こう補正というのも6月までにはなかなか何て言いますかね、予算の形の上からあまり可能ではないと思います。ですから、思い切ってですよ、新年度にその単費ですから、末端の排水の予算を計上されたらどうですか。そうすると、4月からすぐ着工ができますので、そうすれば、工事費もそう多くないし、4月と5月なれば2カ月間でできあがって、6月の梅雨には間に合うのではないかと、私は思うんですけど、その点はいかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい。先ほどお答えしましたとおり、現繰越予算の中にも単独の工事費がございます。その中で対応できればその費用を利用してですね、今年度中には完成させたいと考えております。現場の状況を見ながらですね、予算が不足しているようであれば、早ければ今年度又補正を組んで対応したいというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） とにかく事故がないようにですね、工事は何回も言いますけども、急ぐあまりに事故があったら何にもなりません。その点だけは注意して工事にあたっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑はありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 2点、今、浜口議員と高戸議員の質問に関連することですけれども、浜口議員もおっしゃったように、新しい法線を決める時にですね、地点地点がない中で、どのようにして相手方にその工事を施工させるのか。当然、測量会社のほうにこれは設計委託をしている案件じゃないかと思えますけれども、やはりその契約するときには、きちんと面積のほうも数量計算等もせないかんといった時に、道路の法線自体が全然地点もないということであれば面積の判定もできないと思えます。やっぱりそういった面では、必ずやっぱりこういう工事の発注にあたってはですね、適正な図面をつくるというのは最低限発注者として当たり前のことだと思います。それを延び延びにして、後で道路に応じた法線をつくる、ポイントをつくる何ていうこと自体は、発注者側としてはあってはならないことだと思います。本当に浜口議員がおっしゃるとおりだと思いますので、そのようなことが絶対ないように、多分、ここできてくるんじゃないですか、設計業者のほうでは。そうしないと施工もできないと思えます。

それとあと1点、先ほど事故繰りの話がでました。その1、その2でここ発注しているんじゃないかと思いますが、まずもってこの道路ができないと舗装にかかれなないと。又、補助事業に繰り越しがかからないような形でやるとした時はですね、当然、そこはきちんと単費と補助事業と場所場所で区分できないと関連しているということで、町はそれは全然別だと言っても会計検査が通用しないという時があります。だから、一体的に単費と国費とあわせて契約してるのであればですね、単費のほうが遅れた場合は、当然そこは補助も引つ張られるというふうな判定されて、国庫補助の返納ということもありますのでですね、あまりにも短絡に考えないほうに。できれば事故繰りというのも国

のほうの法律でも認められているものですので、そこは十分私のほうも12月の全員協議会で申し上げましたが、これだけ町のほうの工事の変更で引っ張ってきているわけですから、これは業者の責任は全然ないということでございますから、できればその事故繰りが判明できるといった場合については、前もって国のほうと協議をしてれば、明許繰越とは違いますから、そこの了解だけを必ず取るということであれば、事故繰りであると来年まで持っていけるというふうな制度にはなってますからですね。そこのところを十分県と国とのほうと協議をしながらやっていってもらいたいと。あくまでも高戸さんがおっしゃったように、3月31日に検査完了して、また、これは補助事業ですから、県の完了検査も受けなければならないということがありますので、当然もう2月中には終わらないと、県の完了検査は終わらないという状態になろうかと思っておりますからですね、十分2月の中にあっては、この工事を県のほうとも話をしながら、どうしても行程が足りないというようなことであれば、前もって協議をきちんと終えるということを進めていただきたいと思います。その点の考え方を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい。まず1点目の測点の件ですけれども、現設計の測点を利用して今回の変更設計をしたということをご理解をお願いいたします。

それから、繰り越しの件ですけれども、本工事箇所、地滑りの工事箇所に係る補助金ですけれども、現在、交付決定を受けているのが平成30年度の現年で1億2,520万5,000円、それから、令和元年の過年で4,069万4,000円の交付決定を現在受けております。その範囲内、その分の補助金については、今回の工事ですべて使うというような形で、次年度以降、その点で補助金に係る事故繰りはないというふうな考えで先ほどお話ししました。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） すみません、どうもやっぱり私も浜口議員と同じで腑に落ちません、その測点の問題は。当然、法線を変えとした時は、測点がなくて本当にそのきちんとした道路ということ自体が施工できるのかどうか。それは業者任せということですよ。今の回答からいけば。そういうことはあり得ないでしょう。あくまでも業者は町の設計書に基づいて施工していくと。そうじゃないと、施工不良なんかなった場合には、だれが責任取るのかというふうになりますのでですね、そこはきちんと新しい道路の真ん中を、中心点をきちんと設計図でとって、現場を確認した上で、とった上できちんとした、ここはこういうふうな側溝がくるかということを確認しながら工事をしないと、また後で手戻り工事になるというふうになると思います。その点、今のような曖昧な工事の発注では、それは通用しないんじゃないかと。よくこれで県のほうも認定した

と思いますけども。

それともう1回、すみません、国庫補助と単費の問題です。そこは十分ですね、そのこの工事で終わると言った場合には、その1の工事で国費が終わってしまうということでしょうか。その2のほうが舗装がその2であるかと思えますけれども、舗装には補助が入ってないのかどうか。特に3月になってくるとですね、工事が、県の工事、国の工事、町の工事、輻輳して行って、非常に工事量が輻輳した中で頑張っておられますけどもですね、いった場合に、果たしてできるかどうかという点がありますのでですね、その点、本当に十分注意しないと、あとで国庫補助の返納と会計検査にひっかかってですね、3月31日までに終わってないということになれば大変なことになりますので、その点は十分考えて考えて、この工事は進めていただきたいと思います。

さっきのもう1回道路の工事の施工の考え方を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） ちょっと質問の途中ですけれども、先ほど縦断図は、今、手元がないということの話だったですけれども、これはあるわけですか。そうすると、すみません、マイナス6メートル延長が短くなったという、この計算の根拠が今言われたその測点の関係が出てくると思うとですよ。ここら辺の提示を図面で一応出していただけますか。

はい、ここで暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午前10時07分
再開 午前10時24分
-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） お手元にご指示がありました、工事の変更を指示した際の指示書の写し、それから、縦断図を添付させていただきました。指示書にありますとおり、林野庁の協議を終えまして、その旨を設計の変更書とともに請負業者のほうに施工の変更について指示しております。

縦断図ですけれども、平面図とあわせてご覧いただきますと、一番右側ですね、において延長のほうが約6メートルほど短くなったということで指示しております。

内容については以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君、いいですか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） はい。ちょっと私もこの図面がちょっとお聞きしたかったのは、その新しい道路の中央線のところの地点というのはとってないのかどうかということだ

ったんですけれども、新しい5メートルずらした道路の新道路ですかね。道路の中心線が書いてあるから、多分、当然ここを新たなポイントポイントとしてとって、そこから幅何メートルという形でずっと業者のほうに指示しないと、できあがって中心線をとるといふふうになってくるとおかしなことになるんじゃないかならうかという点です、当然、道路の中心点を新たに道路の法線を変えるとした場合はですね、中心線をとった上で業者のほうに指示をするんじゃないかということの話をさせてもらったところであります。ですから、もともとの法線にナンバー打ってありますけれども、これが新たな道路になった場合は、この地点を赤でもですね、中心点を、ポイントポイントを取った上で、ここがどこの地点になるかというふうなことを業者のほうに指示しないと、その中心がずれてくると。できあがった平面の中で、道路がこうしてこうこうで口頭じゃなくて、やはり図面で指示しないと、そのとおりにできあがらないから検査もできないというようなことで、そのような図面があるんじゃないでしょうかねとは思ってたんですけれども、これで、ちょっとこれは変更指示ですよ。というところがちょっとお聞きしたいところがまだ曖昧かなと思います。

それと、これ二段に、もう1点、まだいいですかね、追加の質問は。

あとですね、当初の11月の変更では、小段は一段だったんですけれども、今度また道路を外側に出すということで、小段が二段になるということで、更に安全面を高めるといふようなことも考えた上で、一段が二段になってくるといふふうなことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい。新しい道路の法線のポイントですけども、これについては、現設計の緑のポイントを利用して地点を落とすということが可能ですので、それで指示させていただいております。

もう1点の小段の新たな追加の部分ですけども、前回の変更で付けました小段というのは、新たに発生した滑り面の泥をすべて取り除くといふふうなことでできた小段、今回は道路法線を前に出すこと。それにあわせて、小段を付けてそこを掘削せずに抑え盛土といふふうな形です、土を残すといふことで安定を図ったといふふうなことで新たにできた小段といふことでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、4回目です。はい、どうぞ、山口利生君。

○1番（山口利生君） 今、戻すといふふうにおっしゃったですかね。土砂の取り除きはしてない状態に。

○農林水産課長（宮崎良成君） 抑えるということです。

○1番（山口利生君） それを切るのをまたこっちのほうに切るということですよ。

取ったのをまた乗せるんじゃないんですね。

○農林水産課長（宮崎良成君） じゃなくてですね。はい。

○1番（山口利生君） ということで安全面を高めるということで、それも12月17日の設計指示の中でその掘削自体もやり方を変更指示をきちんと出してあるということですね。ちょっと時期的に工事が進めなければならないということで、変更契約した状態で掘削をしてしまって、できるだけ工期内に収めるということですね、してしまったら、また大変なことになるかと思ったんですので、当然、この12月17日の指示では、更に小段をつくつるというようなことをきちんと業者のほうに指示を出しているということよろしいですね、はい。

あとは事故繰り返のほうは、今後十分現場等見た上で、業者の方、県・国と十分協議をしながら事故のないような形での工期をぜひとっていただきたいということで終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 先ほど3回、2回しておりましたのもう1回。

私はこのままの状態がいいと思いますよ、ナンバーはそのままで。これはですね、こういったことが町の工事ではあろうと思います。今後はですね、今後は、やはりもう年度詰まってから変更するとか何かですね、ナンバーを取り直したりどうのこうするのは大変だ。書類上作成も大変なんです。実はこのほうが又やりいいと思いますので、私の要望とせろばですね、やはりもう年度詰まってからですね、無理なやり方じゃなくてもこういったやり方も、これは当然国あたりも認めたやり方でございますので、ぜひですね、事務上さばけるような、しよいようなやはりやり方でやっていただきたい。これは私は要望でございますけれども、町としてはそういった形でやられたっでしょう。もう年度決まるとるからどんどんいこうと。決してですね、こういったやり方をして、土とか何かが、土量とか何かが変わるわけじゃございませんので、やはりなるべく労力を使わない。そして、期限もなるだけできあがると。業者さんも多分このほうがいいと思いますよ。それでそういったやり方を十分ですね、町のほうで考えていただいて取り組んでいただきたいなど、私はそう思います。要望です。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑はありませんか。

はい、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 私はですね、先ほど高戸議員が質問されましたが、この場所については排水の部分がすごく気になるところでございます。山からの流水がすごい多い場所でございますので、やっぱり排水工事については、特に気を付けていただきたい。高戸議員もおっしゃいましたけども、新年度予算に組み入れてでもやっぱりきっちりし

たことをやっていただきたい。今までの町道の工事を見ていまして、亀裂が入ったところを補修しましたけども、そこがまた再度亀裂が入ってひどい状態になって工事をやり直したということも見てきておりますので、そこら辺は特に気を付けていただきたいなということでの要望でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論、ありませんか。

[「討論あります」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論があります。まず、本案に反対者の発言を許します。

はい、次に、本案に賛成者の発言を許します。

はい、次に、本案に反対者の発言を許します。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず、公共工事は、安全と正確が一番だろうというふうに思います。苓北町の土木工事については、これまでも幾度となく発言しておりますが、町の担当者と受益者の間で取り交わした約束が結果的に無視されていると。なぜ無視したのかと尋ねたら、そのことは忘れておりましたというふうなこともあっております。先ほど繰り返しになりますけども、本件については、提案理由による地方自治法、町条例に違反した現況が作り出されています。それは議会の議決を経ることなく変更分に着工、施工したことは議会無視になります。一連の行為は、行政手続き、議会無視イコール町民無視で、町の行政を執行したこのような事例は、本件に賛成する、反対すると以前の問題です。このような事案に対し、町民の代表である議会は、このことを無視することはできません。執行部は、本件を今回取り下げて、現場の実態を再調査、先ほど、新たに設けた小段の話が出ましたが、1月19日現在は、そのような現象は現場にはあっておりません。

(テープ雑音あり)

そのことについて、私たち議会は、執行部の提案に対して議論すべきです。

よって、本件に反対いたします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

次に、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） これで討論を終わります。

議案第1号を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第1号、請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その1）〕の変更締結については原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和2年第1回苓北町議会臨時会を閉会します。

どなた様も大変お疲れ様でした。

-----○-----

閉会 午前10時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員